

労務 ROAD

■持続化給付金について ※5月7日時点の情報・変更の可能性有

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

★支給額

中小法人等：200万円 / 個人事業主：100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法：

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

〈対象要件〉

商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

②2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

③法人の場合は、以下にあてはまる事業者。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
- (2) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例あり。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

〈申請手続き〉

申請期間：令和2年5月1日 ~ 令和3年1月15日まで

申請方法：

- ①持続化給付金ホームページへアクセス
- ②申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力し [仮登録]
- ③入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、[本登録]へ
- ④ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます
- ⑤必要書類を添付
必要書類：2019年（法人は前事業年度）確定申告書類、通帳写し、売上減少となった月の売上台帳の写し、身分証明書写し（個人事業主）

⇒持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。通常2週間程度で、給付通知書を発送/ご登録の口座に入金

〈問合せ先〉

中小企業 金融・給付金相談窓口

〔電話〕 0570-783183 （平日・休日 9:00~19:00）

近畿経済産業局 相談窓口 ※各経済産業局に設置されています。

〔電話〕 06-6966-6110 （平日・休日 9:00~17:00）

【経済産業省「持続化給付金に関するお知らせ（速報版）」 より】

VOL.695
(2005—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056

大阪府中央区久太郎町

1-9-26 船場 ISビル 5F

TEL:06-6264-6264

FAX:06-6264-6265

H P: <https://k-s-j.net/>

編集担当：矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の 助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア
ホームページにて、
随時掲載しておりますので
こちらをご確認ください！

新型コロナウイルス感染症の対策のため弊所では先月よりテレワークを実施し、原則お客様への訪問はせず、電話・メール・マイコモン等で対応させて頂いております。

<期間>

令和2年4月8日（水）より
令和2年5月31日（日）まで

関係者の皆様には大変ご迷惑とご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

5月 労務スケジュール

- ・ 労働保険年度更新準備
(申告：6/1~7/10)
- ・ STOP!熱中症 クール
ワークキャンペーン
- ・ 休業要請支援金支給申請
(5/31まで)